

⑨

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 岩村 敬 殿

氏名又は名称
代表者 職・氏名 印

平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得した補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）交付規程」（平成27年4月14日環執行27第001号一部改正 一般財団法人 環境優良車普及機構）第7条第8号、及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に基づき、次のとおり承認を求めます。

1 処分の種類 抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用している場合にあっては、 リース事業者名			所在地 ※リースを利用している場合にあっては、 貸し渡し先使用者の氏名または名称、 事業者番号（数字12桁）及び住所		
車 種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A)	経過年数 (B) (注1)	残存年数 (A-B) (注1)
年	円	円	4 年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設 定）予定年月日 （注2）
※該当するものに○を付す。					
<ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため（当該抵当権設定を行わなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの）。 					

添付資料

- 交付決定通知後に抵当権を設定しようとする場合は交付決定通知書及び確定通知書の写し

（注1）交付申請時において抵当権を設定済みの場合は、経過年数（B）は0年0ヶ月、残存年数（A-B）は4年0ヶ月となる。

交付決定通知後に抵当権を設定しようとする場合は、経過年数（B）は交付決定通知から下右欄の処分（抵当権の設定）予定年月日までの経過期間、残存年数（A-B）はその余の期間となる。

（注2）交付申請時において抵当権を設定済みの場合は交付申請日、交付決定通知後に抵当権を設定しようとする場合は抵当権設定予定日とする。